

平成27年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間埼玉県実施要綱

1 運動の目的

自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故の防止を図り、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 運動の進め方

県、市町村、県民、事業者及び関係団体は、この要綱に基づき、相互に連携・協力し合って、それぞれの実情に即した効果的な活動を行い、すべての県民の自主的な参加が得られるような県民運動として展開します。

3 スローガン

自転車も のれば車の なかまいいり

4 運動の重点

(1) 九都県市共通重点

○自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上

(特に自転車安全利用五則の周知徹底)

○自転車の点検整備の促進

(2) 県重点

○自転車損害保険等への加入促進

○幼児・児童及び生徒、高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進

5 運動期間

平成27年5月1日(金)から平成27年5月31日(日)までの1か月間

6 統一行動日

5月10日(日) 自転車安全利用の日

7 主な推進事項

●自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上

自転車利用者の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止します。

■家庭では・・・

- 自転車も車両であることを認識し、交通ルールを守らない場合の危険性や事故を起こした時の責任の重さなどについて話し合しましょう。
- 自転車を利用する高齢者がいる場合は、交通安全教室への参加を勧めましょう。
- 悪天候のときなどはなるべく利用を控えるよう、声を掛け合しましょう。

■自転車利用者は・・・

- 車道が原則、歩道は例外です。車道では、左側端に寄って通行しましょう。
- 路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行し、歩行者優先を遵守しましょう。
- やむを得ず歩道を走る場合は、歩行者優先を遵守し車道寄りを徐行しましょう。
- 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を必ず行いましょう。
- 飲酒運転・二人乗り・傘差し・携帯電話やイヤホンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。
- 定期的な自転車の安全点検・整備、反射材の装着をしましょう。
- 夕暮れ時や夜間に自転車を利用するときは、明るい色の衣服や反射材を身に付け、必ずライトを点灯しましょう。

■自動車の運転者は・・・

- 自転車の行動の特性を理解し、急な車道への飛び出しなどの危険を予測して運転しましょう。
- 自転車を追い抜くときは、安全な間隔をあけるか、徐行しましょう。
- 交差点では、左折時の巻き込み事故や、右折時の衝突事故を防ぐため、死角に自転車がいるかもしれないと常に意識しましょう。
- 自転車も車道を通行します。路上駐車は、自転車の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

■地域では・・・

- 会合や行事の機会を活用し、自転車交通安全講習を行うなど、地域の自転車マナーアップを図りましょう。
- 高齢者に交通安全教室への参加を勧めましょう。

■学校では・・・

- 自転車も車両であることや、交通ルールを守らない場合の危険性などについて指導しましょう。
- 児童・生徒に対し、自転車で歩道を走る場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行するよう指導しましょう。

■職場では・・・

- 自転車利用者に対して、自転車の安全な利用について指導しましょう。

●**自転車の点検整備の促進**

自転車の定期的な点検整備を促進することにより、自転車の安全性を確保し、交通事故を防止します。

■家庭では・・・

- 自転車を利用する前に、自己点検を行うように勧めましょう。
- 年に1度は点検整備を受けるように話し合いましょう。

■自転車利用者は・・・

- 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者はその利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めることとされています。定期的に自転車の点検整備を行いましょう。

■地域では・・・

- 会合や行事の機会を活用し、自転車の点検整備を呼び掛けましょう。

■学校では・・・

- 児童・生徒に対し、自転車の点検方法を指導し、自転車を利用する前に自己点検を行うように教えましょう。
- 定期的に点検整備を受けるように勧めましょう。

■職場では・・・

- 自転車利用者に対して、自転車の点検整備を勧めましょう。

●自転車損害保険等への加入促進

自転車が加害者となった交通事故で、加害者に対して裁判所が高額な賠償を命じるケースが発生していることから、自転車事故による損害賠償に備えた保険の必要性を周知させ、自転車損害保険等への加入促進を図ります。

■家庭では・・・

- 自転車でも事故を起こせば民事上の責任を問われることを認識し、自転車損害保険等への加入について話し合しましょう。
- 個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約として契約することができる場合があります。保険会社などに確認しましょう。

■自転車利用者は・・・

- 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者は自転車損害保険等への加入に努めることとされています。自転車損害保険等に参加しましょう。

■地域では・・・

- 会合や行事の機会を活用し、自転車損害保険等について情報交換をしましょう。

■学校では・・・

- 児童・生徒に対し、自転車でも事故を起こせば民事上の責任を問われることを指導して、家庭で自転車損害保険等への加入について話し合うように勧めましょう。
- 保護者に対し、自転車でも事故を起こせば民事上の責任を問われることを周知させ、自転車損害保険等への加入を勧めましょう。

■職場では・・・

- 自転車でも事故を起こせば民事上の責任を問われることを周知させ、自転車損害保険等への加入を勧めましょう。
- 業務上自転車を使用させる場合は、自転車損害保険等に参加しましょう。

■自転車販売店では・・・

- 自転車の購入者等に対し、自転車損害保険等への加入の必要性など、必要な情報の提供や助言を積極的に行いましょう。

●幼児・児童及び生徒・高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進

自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するため、自転車に乗るときのヘルメットの着用促進を図ります。

■家庭では・・・

- 幼児や児童が自転車を運転するときや、幼児や児童を自転車に乗せるときは、ヘルメットを必ず着用させましょう。
- 高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧めましょう。
- 上記のほか、自転車利用者がある家庭では、利用者にヘルメットの着用を勧めましょう。

■自転車利用者は・・・

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。また、ヘルメットは正しく着用しましょう。

■地域では・・・

- 会合や行事の機会を活用し、ヘルメットの着用を促進しましょう。

■学校では・・・

- 児童に対し、自転車に乗る場合はヘルメットを必ず着用するよう指導しましょう。また、生徒に対しては、ヘルメットの着用を勧めましょう。
- 保護者に対し、児童や幼児を自転車に乗せる場合は、ヘルメットを必ず着用させるよう勧めましょう。

■職場では・・・

- 自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を勧めましょう。